

規制シート(様式)

(別紙1)

180194902280001

平成27年6月12日

規制の名称	外国為替及び外国貿易法 (輸出の許可、輸出の承認、役務取引の許可等、輸入の承認、その他)	所管府省	経済産業省
根拠法令等	外国為替及び外国貿易法	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	貿易経済協力局貿易管理課 長 高見 牧人 貿易経済協力局安全保障貿 易管理課長 風木 淳
規制目的	外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与すること		
規制内容の概要	<p>○輸出の許可(第48条第1項) 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物(輸出貿易管理令別表第1)の輸出をしようとする者は、政令(輸出貿易管理令)で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>○輸出の承認(第48条第3項) 経済産業大臣は、 イ. 国際収支の均衡の維持のため ロ. 外国貿易及び国民経済の健全な発展のため ハ. 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため 二. 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため ホ. 第10条第1項の閣議決定を実施するため 特定の種類の又は特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者に対して、必要な範囲で、政令(輸出貿易管理令)で定めるところにより、輸出の承認を受ける義務を課すことができる。</p> <p>○役務取引の許可等(第25条) ① 特定技術の提供(第25条第1項) 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定技術を特定国(特定の外国)において提供することを目的とする取引について、経済産業大臣の常時許可制を定めている。 ② 特定記録媒体の等の輸出等(第25条第3項) 第1項の技術の取引規制を補完するものとして、特定国を仕向地とする特定技術を内容とする情報の記録媒体等の輸出及び特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の情報の送信行為の常時許可制を定めている。 ③ 仲介貿易取引(第25条第4項) 仲介貿易取引(外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引)について、主務大臣による有事許可制を定めている。</p> <p>○輸入の承認(第52条) 貨物を輸入しようとする者は、 イ. 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため ロ. 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため ハ. 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため 二. 第10条第1項の閣議決定を実施するため 政令(輸入貿易管理令)で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。</p> <p>○その他 我が国の平和及び安全の維持のための措置(第10条)等。</p>	関連する予 算	—

規制の最近の改廃経緯	<p>○平成16年:外為法の一部改正(外為法第10条の制定) 従来は、国際的協調体制がなければ経済制裁ができなかつたが、我が国独自の安全保障の観点から、国際協調がなくても、閣議決定により我が国単独で経済制裁を発動することを可能とした。</p> <p>○平成21年:外為法の一部改正 グローバル化や情報化の進展、不正輸出事案の増加など、安全保障貿易管理を巡る情勢の変化を受け、我が国 の安全保障貿易管理を厳格に実施するため、技術取引規制の見直し、仲介貿易規制の見直し等を行つた。</p>	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>当該規制については、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持などを目的としたもの。前回見直し時と同様に、地球環境や希少野生動植物の保護、有限天然資源の保存等への国際的な関心は高く、また、我が国の安全保障環境は引き続き厳しい状況にある。さらに、国際的な調和にも資していることから、当該規制を維持する。</p> <p>なお、当該規制対象貨物、技術、仕向地等については、本法律に基づき委任されている政令、省令、告示等で規定されており、国際枠組み、条約、安保理決議等の改定等、国際的な議論を踏まえ、毎年見直しの検討を行い、必要がある場合には政令、省令、告示等の改正を行つてあるところである。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方 向性)			
見直し条項	附則(平成21・4・30法律第32号)第五条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—